

家族法改正シンポジウム

親子関係法のいま

昨年、最高裁において、非嫡出子相続分差別の違憲判断や、性別取扱い変更をした夫とその妻との間の生殖補助医療による出生子に嫡出推定を適用する判断が相次いで出され、世間で賛否両論の話題を呼んでいます。

家族観の多様化や医療技術の発展が進む中で、特に親子関係に関わる法制は、子の福祉という視点も加わりそのあり方が大きく問われています。

今回のシンポジウムでは、親子関係の現状を把握し、その法制度のあり方について再考する機会としたいと思います。

日時：2014年4月20日(日)
14:00～17:00(13:30受付開始)

場所：東京エレクトロンホール宮城 601大会議室
(宮城県仙台市青葉区国分町3-3-7)

※同日同会場で、13時まで全青司代表者会議が行われています。

対象：全青司会員・司法書士会員
(参加無料) 有資格者も可

プログラム(予定)

第1部 親子関係の法制に関する研究発表

担当：民法改正対策委員会

第2部 講演

「子どもの視点から見つめ直す親子関係の法制度」

～生殖補助医療における親子関係の法制を中心に～

講師：東北大学大学院法学研究科教授 水野紀子先生



仙台駅から車で7分

地下鉄勾当台公園駅から徒歩5分

問い合わせ先：全青司民法改正対策委員会 担当 小関弾 (090-6949-0632)

参加申込

所属会

電話番号

氏名

申込先 FAX 03-3359-3527 (全青司事務局)